

14 酒類等製造免許場数の推移

(単位:場)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計	酒母	もろみ
昭和 45	外 25	外 92	外 87	外 482	外 163	外 -	外 102	外 115	外 58	外 74	外 4	外 104	外 218	外 12	外 1,536		
	3,533	3	39	379	37	28	233	30	18	4	-	58	26	46	4,434	375	218
50	外 30	外 84	外 86	外 424	外 160	外 -	外 109	外 123	外 56	外 82	外 4	外 133	外 243	外 17	外 1,551		
	3,229	2	36	393	31	32	208	24	24	5	-	47	23	48	4,102	383	243
55	外 36	外 81	外 86	外 429	外 149	外 -	外 100	外 133	外 56	外 89	外 5	外 146	外 243	外 30	外 1,583		
	2,947	1	31	379	38	35	218	18	26	5	-	48	21	50	3,817	374	271
60	外 64	外 81	外 76	外 508	外 161	外 2	外 121	外 162	外 61	外 108	外 10	外 215	外 262	外 59	外 1,890		
	2,586	3	45	389	30	38	214	17	26	9	1	51	16	56	3,481	376	334
平成 元	外 56	外 77	外 82	外 517	外 75	外 5	外 142	外 168	外 65	外 110	外 12	外 260	外 266	外 66	外 1,901		
	2,438	5	40	359	30	39	225	18	23	5	-	63	19	59	3,323	377	353
5	外 61	外 76	外 73	外 514	外 69	外 8	外 149	外 167	外 64	外 108	外 13	外 280	外 272	外 72	外 1,926		
	2,386	4	47	350	32	42	235	14	20	4	-	67	11	61	3,273	377	362
6	外 64	外 78	外 75	外 511	外 70	外 14	外 152	外 171	外 64	外 109	外 32	外 283	外 272	外 72	外 1,967		
	2,369	3	45	352	30	49	234	11	20	4	-	71	12	61	3,261	384	359
7	外 64	外 77	外 76	外 512	外 71	外 17	外 156	外 175	外 64	外 109	外 38	外 298	外 270	外 76	外 2,003		
	2,336	6	46	345	29	68	233	8	19	5	4	69	14	60	3,242	389	354
8	外 63	外 79	外 82	外 506	外 69	外 25	外 156	外 176	外 64	外 108	外 54	外 301	外 270	外 80	外 2,033		
	2,305	2	38	345	32	143	234	10	19	4	5	75	18	58	3,288	388	354
9	外 68	外 79	外 80	外 504	外 70	外 35	外 156	外 177	外 66	外 110	外 67	外 310	外 275	外 80	外 2,077		
	2,268	2	40	336	32	238	239	10	16	5	25	82	16	60	3,369	393	356
10	外 78	外 80	外 79	外 494	外 71	外 40	外 156	外 174	外 67	外 109	外 103	外 325	外 275	外 87	外 2,138		
	2,229	1	41	327	30	274	237	10	15	4	31	83	17	57	3,356	394	356
11	外 82	外 79	外 82	外 485	外 60	外 45	外 153	外 170	外 65	外 106	外 123	外 335	外 266	外 88	外 2,139		
	2,191	1	38	327	38	281	236	11	13	3	37	82	18	57	3,333	390	354
12	外 86	外 78	外 87	外 478	外 63	外 51	外 163	外 169	外 68	外 108	外 128	外 371	外 268	外 92	外 2,210		
	2,152	1	35	327	36	272	235	11	11	3	48	91	19	58	3,299	349	352
13	外 92	外 79	外 87	外 476	外 65	外 51	外 173	外 172	外 68	外 106	外 133	外 386	外 270	外 103	外 2,261		
	2,121	2	36	323	37	255	229	11	10	3	54	96	19	58	3,254	352	348
14	外 98	外 76	外 82	外 476	外 71	外 55	外 183	外 173	外 67	外 110	外 136	外 411	外 278	外 124	外 2,340		
	2,076	2	36	328	31	244	233	13	10	4	61	101	20	57	3,216	337	345
15	外 102	外 75	外 80	外 487	外 70	外 95	外 183	外 175	外 69	外 113	外 432	外 528	外 389	外 133	外 2,931		
	2,024	2	37	330	33	242	233	10	8	3	52	106	21	64	3,165	336	357
16	外 114	外 76	外 81	外 493	外 74	外 81	外 177	外 171	外 70	外 110	外 385	外 498	外 346	外 146	外 2,822		
	1,973	2	38	347	30	233	234	11	7	4	48	106	22	91	3,146	331	374
17	外 118	外 73	外 79	外 490	外 74	外 77	外 176	外 171	外 68	外 110	外 369	外 554	外 336	外 162	外 2,857		
	1,938	2	36	358	31	228	237	9	6	3	42	108	23	118	3,139	280	388
18	外 129	外 66	外 85	外 497	外 73	外 77	外 184	外 412	外 65	外 109	外 2,209	外 2,354	外 3,001	外 4,797	外 14,058		
	1,887	5	30	365	33	221	242	21	6	4	37	114	27	149	3,141	264	399
19	外 138	外 65	外 81	外 503	外 74	外 80	外 190	外 384	外 65	外 112	外 2,138	外 2,230	外 2,779	外 4,451	外 13,290		
	1,845	5	32	374	31	212	239	17	7	3	38	123	35	189	3,150	254	405
20	外 137	外 64	外 79	外 508	外 72	外 83	外 184	外 365	外 66	外 117	外 2,067	外 2,160	外 2,672	外 4,263	外 12,837		
	1,807	5	33	374	32	202	238	14	7	2	37	123	37	205	3,116	251	400
21	外 145	外 71	外 82	外 506	外 78	外 90	外 182	外 354	外 68	外 120	外 1,969	外 2,080	外 2,559	外 4,069	外 12,373		
	1,761	3	32	379	30	195	247	12	8	4	35	136	37	211	3,090	252	407
22	外 150	外 73	外 79	外 507	外 78	外 89	外 179	外 344	外 67	外 120	外 1,877	外 2,017	外 2,443	外 3,864	外 11,887		
	1,736	2	34	375	30	187	257	10	8	5	40	153	39	230	3,106	275	400
23	外 154	外 71	外 77	外 499	外 81	外 90	外 179	外 332	外 66	外 120	外 1,715	外 1,905	外 2,260	外 3,533	外 11,082		
	1,709	2	35	374	30	181	262	10	8	1	46	170	36	243	3,107	255	404
24	外 151	外 73	外 79	外 500	外 82	外 93	外 178	外 325	外 65	外 122	外 1,596	外 1,833	外 2,142	外 3,309	外 10,548		
	1,684	2	36	366	32	168	267	13	9	1	51	171	36	245	3,081	244	415
25	外 154	外 71	外 75	外 497	外 79	外 92	外 176	外 318	外 64	外 119	外 1,512	外 1,779	外 2,055	外 3,150	外 10,141		
	1,652	2	38	363	32	167	277	11	9	1	60	187	38	252	3,089	243	415
26	外 151	外 70	外 76	外 492	外 79	外 87	外 179	外 312	外 65	外 120	外 1,466	外 1,758	外 1,998	外 3,032	外 9,885		
	1,634	2	37	363	30	173	286	11	9	1	72	185	37	256	3,096	243	419
27	外 146	外 68	外 76	外 494	外 79	外 84	外 190	外 312	外 67	外 120	外 1,430	外 1,734	外 1,948	外 2,959	外 9,707		
	1,627	3	37	361	30	178	305	10	10	1	95	185	43	265	3,150	239	419
28	外 148	外 70	外 78	外 494	外 80	外 86	外 192	外 313	外 70	外 118	外 1,403	外 1,713	外 1,904	外 2,899	外 9,571		
	1,615	2	35	359	29	179	328	9	16	2	113	181	46	270	3,184	243	417
29	外 161	外 71	外 77	外 483	外 77	外 84	外 204	外 310	外 75	外 123	外 1,376	外 1,700	外 1,869	外 2,825	外 9,435		
	1,594	1	36	371	32	187	355	12	18	1	223	182	46	275	3,333	245	415
30	外 160	外 71	外 79	外 488	外 76	外 181	外 214	外 313	外 81	外 279	外 1,483	外 1,691	外 1,812	外 2,759	外 9,687		
	1,580	1	34	364	33	318	394	10	21	3	120	187	50	279	3,394	244	407
令和 元	外 157	外 71	外 78	外 489	外 76	外 162	外 210	外 310	外 84	外 265	外 1,477	外 1,676	外 1,795	外 2,705	外 9,555		
	1,563	1	34	368	31	341	416	8	26	4	128	195	57	280	3,452	248	411
2	外 159	外 71	外 74	外 488	外 78	外 149	外 215	外 314	外 99	外 254	外 1,478	外 1,683	外 1,799	外 2,661	外 9,522		
	1,550	1	32	364	32	365	447	6	35	5	171	208	73	285	3,574	260	416
3	外 166	外 72	外 78	外 495	外 79	外 149	外 225	外 325	外 111	外 252	外 1,488	外 1,685	外 1,810	外 2,636	外 9,571		
	1,544	1	30	359	34	379	479	7	46	6	233	233	79	285	3,715	267	426
4	外 163	外 68	外 76	外 495	外 79	外 154	外 225	外 328	外 127	外 236	外 1,472	外 1,673	外 1,797	外 2,592	外 9,485		
	1,536	2	29	355	31	383	512	10	54	5	353	241	95	285	3,891	257	424
5	外 158	外 66	外 75	外 495	外 80	外 142	外 224	外 332	外 134	外 227	外 2,251	外 1,678	外 1,779	外 2,565	外10,206		
	1,525	4	28	353	28	401	551	8	66	6	471	248	101	280	4,070	255	423

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製造免許場数である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
5 一の製造場と複数の酒類の製造免許を有しているものについて、主たる酒類を本表とし、その他は外書きとして掲げた。
6 平成18年度以降の酒類の製造免許場数は、平成18年度の酒税法改正に伴い附則第66条第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを含んでいる。
7 平成30年度以降の酒類の製造免許場数は、平成29年度の酒税法改正に伴い附則第35条第1項、第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを含んでいる。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 1 地ビール製造免許場（者）数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179	181	180	182	184	395	400	405	412	423	428
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173	174	173	174	176	368	372	376	380	387	389

- (注) 1 製造免許場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
- 2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。
- ※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000kℓから60kℓに引き下げられた。
- 3 平成29年度税制改正によりビールの定義が拡大され、平成30年3月31日現在で発泡酒の製造免許を有していた者に対し、ビールの製造免許が付与された。

付表 2 果実酒製造免許場（者）数の推移 (特定酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
製造場数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10	9	8
製造者数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10	9	8
認定計画数	8	12	16	19	21	22	25	35	36	40	42	44	45	46	46	47

- (注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
- 2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。))により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。
- ※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。
- 3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 3 濁酒製造免許場（者）数の推移 (特定酒類(その他の醸造酒))

年 度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177	176	183	192	191	194	198	204	193	187	175
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176	175	182	191	190	193	197	204	193	187	175
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137	146	152	155	164	171	175	180	182	186	187

- (注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
- 2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。))によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。
- ※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。
- 3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 4 果実酒製造免許場（者）数の推移 （特産酒類（果実酒））

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
製造場数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56	67	74	90
製造者数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56	67	74	90
認定計画数	13	16	20	26	30	34	39	44	52	63	68	72	82	84	97	99

- (注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
- 2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。
- ※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2kℓに緩和された。
- 3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 5 リキュール製造免許場（者）数の推移 （特産酒類（リキュール））

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5
製造場数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35	36	37	41
製造者数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35	36	37	41
認定計画数	11	19	24	32	38	40	45	51	58	68	72	73	81	82	88	88

- (注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
- 2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。)によりリキュールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。
- ※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1kℓに緩和された。
- 3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 6 単式蒸留焼酎製造免許場（者）数の推移 （特産酒類（単式蒸留焼酎））

年 度	平成29	30	令和元	2	3	4	5
製造場数	0	1	1	1	4	4	5
製造者数	0	1	1	1	4	4	5
認定計画数	3	3	3	4	5	6	6

- (注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。
- 2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。)により単式蒸留焼酎の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。
- ※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する単式蒸留焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。
- 3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 7 原料用アルコール製造免許場（者）数の推移（特産酒類（原料用アルコール））

年 度	平成29	30	令和元	2	3	4	5
製造場数	0	1	1	1	1	1	1
製造者数	0	1	1	1	1	1	1
認定計画数	1	1	1	1	1	1	1

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により原料用アルコールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 8 清酒製造体験特区件数の推移

年 度	令和元	2	3	4	5
承認件数	0	1	2	4	4
認定計画数	2	4	5	5	5

(注)1 承認件数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)による承認件数を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第27条に規定より承認を受けた製造者は、構造改革特別区域内に所在する一の場所について、清酒の既存製造場と一の清酒の製造場とみなすこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

参考:構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

(特定酒類について)

構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者(特定農業者)が、自ら生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」に限る。)を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(いずれも6kl)を適用しないこととしている。

(特産酒類について)

構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びリキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(単式蒸留焼酎は10kl、果実酒、原料用アルコール及びリキュールは6kl)を果実酒については2kl、リキュールについては1klに緩和し、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールについては、最低製造数量基準を適用しないこととしている。

15 酒類販売業免許場数の推移

(単位:場)

区分 年月日		卸 売 業			小 売 業			合 計	備 考
		全 酒 類	そ の 他	業 計	全 酒 類	そ の 他	業 計		
昭和	46. 3. 31 現在	-	外 1,316	外 1,316	外 1,198	外 147	外 1,345	147,399	13.3 酒類販売業免許制度免足
	51. 3. 31	1,965	2,387	4,352	122,291	20,756	外 14,321	167,301	
	61. 3. 31	13,738	2,731	16,469	129,976	20,856	外 12,617	174,544	63.12 「規制緩和推進要綱」(酒類小売業免許の免許要件に係る運用基準の簡素化・明確化等)の閣議決定
	平成 2. 3. 31	11,980	2,676	14,656	138,056	21,832	外 12,594	176,550	元 6 人口基準、抽選制の導入
	5. 3. 31	11,540	3,487	15,027	139,396	22,127	外 15,786	177,521	
	6. 3. 31	10,896	7,325	18,221	137,138	22,162	外 15,542	178,126	
	7. 3. 31	10,682	7,332	18,014	137,777	22,335	外 15,286	179,156	
	8. 3. 31	10,487	7,331	17,818	138,568	22,770	外 14,913	179,880	
	9. 3. 31	10,200	7,274	17,474	139,403	23,003	外 14,652	184,000	
	10. 3. 31	9,980	7,137	17,117	140,180	26,703	外 14,346	188,695	10. 3 「規制緩和推進3か年計画」(酒類小売業免許に係る需給調整規制の廃止)の閣議決定
平成	11. 3. 31	9,757	7,090	16,847	140,836	31,012	外 14,061	191,722	
	12. 3. 31	9,546	7,081	16,627	143,718	31,377	外 13,923	193,971	
	13. 3. 31	9,436	7,053	16,489	145,841	31,641	外 13,630	193,123	13. 1 酒類小売業免許の距離基準の廃止
	14. 3. 31	9,365	6,885	16,250	145,053	31,820	外 13,395	198,005	
	15. 3. 31	9,210	6,773	15,983	151,343	30,679	外 13,451	200,355	
	16. 3. 31	9,070	6,686	15,756	154,759	29,840	外 13,180	208,325	15. 5 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布 15. 9 酒類小売業免許の人口基準の廃止
	17. 3. 31	8,630	6,469	15,099	165,915	27,311	外 12,597	211,828	
	18. 3. 31	8,011	6,406	14,417	171,674	25,737	外 12,199	210,452	17. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律」公布
	19. 3. 31	7,608	6,384	13,992	170,975	25,485	外 11,871	214,905	18. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急調整地域の指定失効
	20. 3. 31	7,303	6,330	13,633	178,124	23,148	外 11,683	215,247	
	21. 3. 31	7,111	6,262	13,373	179,624	22,250	外 11,346	212,311	
	22. 3. 31	6,855	6,090	12,945	178,016	21,350	外 10,966	196,570	
	23. 3. 31	6,589	5,909	12,498	176,773	7,299	外 10,488	184,072	
	24. 3. 31	6,212	5,850	12,062	175,132	6,557	外 10,251	181,689	23. 4 「規制・制度改革に係る方針」(酒類卸売業免許の要件緩和)の閣議決定
	25. 3. 31	5,899	5,786	11,685	174,544	6,237	外 10,112	180,781	24. 9 酒類卸売業免許の要件緩和等の適用を開始
	26. 3. 31	5,701	5,814	11,515	174,737	5,950	外 10,092	180,687	
	27. 3. 31	5,571	5,919	11,490	175,356	5,750	外 10,125	181,106	
	28. 3. 31	5,442	6,087	11,529	175,165	5,561	外 10,203	180,726	
	29. 3. 31	5,361	6,291	11,652	174,261	5,383	外 10,306	179,644	
	令和	30. 3. 31	5,284	6,524	11,808	173,890	5,355	外 10,460	179,245
31. 3. 31		5,198	6,828	12,026	172,260	5,204	外 10,616	177,464	
令和 2. 3. 31		5,108	7,194	12,302	170,116	5,057	外 10,738	175,173	
3. 3. 31		5,015	7,517	12,532	167,355	4,830	外 11,064	172,185	
4. 3. 31		4,940	8,054	12,994	166,858	4,968	外 11,548	171,826	
5. 3. 31		4,865	8,838	13,703	167,587	5,153	外 12,116	172,740	
6. 3. 31		4,827	9,660	14,487	167,150	5,126	外12,614	172,276	
		4,751	10,425	15,176	166,333	5,100		171,433	186,609

(注) 1 本数は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
2 昭和46. 3. 31現在の外書きは、卸小売業者の従たる販売業免許場数を、昭和51. 3. 31現在以降の外書きは、卸売業者のうちで小売もできる販売業免許場数を掲げた。
3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。